

安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例(平成 16 年条例第 202 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第 1 (略)	別表第 1 (略)
別表第 2(第 11 条関係)	別表第 2(第 11 条関係)

(1) アリーナ

施設名称	区分	単位	金額
アリーナ	半面	1 時間当たり	130 円
	1 面		200 円
	2 面		400 円
	営利		40,900 円
照明設備	半面		270 円
	1 面		400 円
	2 面		680 円
冷暖房設備	全面		1,000 円

1 から 3 まで (略)

(2) 研修室

(表は省略)

(3) プール

(表は省略)

(1) アリーナ

施設名称	区分	単位	金額
アリーナ	半面	1 時間当たり	130 円
	1 面		200 円
	2 面		400 円
	営利		40,900 円
照明設備	半面		270 円
	1 面		400 円
	2 面		680 円

1 から 3 まで (略)

(2) 研修室

(表は省略)

(3) プール

(表は省略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。